



内閣府

永田クラブ、経済研究会に公表

令和8年3月31日

内閣府知的財産戦略推進事務局

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムにおける オブザーバー参加募集の開始について

1. 概要

今年1月に発足した「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」においては、参加メンバーに加え、オブザーバーメンバーを設け、ハイレベルフォーラムに係る情報の共有や、ハイレベルフォーラムに対する意見提出を認めることとしている（別添1：国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム規約）。

本日、別添のとおり取扱要領（別添2：国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム・オブザーバーメンバー取扱要領）を定め、オブザーバーメンバーの募集を開始する。

2. 募集の詳細

オブザーバーメンバーの登録を希望する者（団体・法人に限る。）は、別添3（国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムオブザーバーメンバー登録申請書）に必要事項を記載の上、添付書類を付し、事務局メールアドレスまで送付いただく。

事務局において審査の上、登録の可否について連絡する。

3. その他

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムは、昨年6月に知的財産戦略本部において決定した「新たな国際標準戦略」に基づき、官民が連携して、戦略的に我が国の国際標準活動を進めるべく設置したものの。

本フォーラムでは、政府及び民間に対する国際標準活動に関する提言をとりまとめるほか、官民の国際標準活動を促進するための情報収集や知見の集約・共有、意識啓発などの活動を行うこととしている。

本件問合せ先：

内閣府 知的財産戦略推進事務局

（国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム共同事務局）

ハイレベルフォーラムオブザーバー登録 担当宛

メールアドレス：nsis@cao.go.jp

T E L : 03-3581-1854

別添 1 :

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム 規約

(※一部事務局で下線を引いている。)

令和 8 年 1 月 2 9 日 制定

(名称)

第 1 条 本会の名称は、国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム（以下「本フォーラム」という。）とする。

(目的)

第 2 条 本フォーラムは、新たな国際標準戦略（令和 7 年 6 月 3 日知的財産推進本部決定）に基づき、分野を問わず、俯瞰的な立場から、我が国の国際的な標準活動を官民で促進することを目的として、以下の活動を行う。

- (1) 新たな国際標準戦略に係るモニタリング・フォローアップ結果等を踏まえた、政府及び民間に対する提言とりまとめ
- (2) 官民の国際標準活動を促進するための情報収集や知見の集約・共有、ユースケースの創出、意識啓発
- (3) その他官民の国際標準活動を促進するための取組

(構成)

第 3 条 本フォーラムは、意思決定のために総会を設置する。また、本フォーラム全体の運営のために事務局を設置する。

(参加メンバー)

第 4 条 別表 1 に記載する本フォーラムの設立に賛同する事業者団体（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 2 項に規定する事業者団体のことをいう。）その他これに準ずる組織、関係府省庁、有識者等（以下総称して「参加メンバー」という。）以外の者が、本フォーラムへの参加を希望する場合、事務局の指定する方法で申し込むものとし、総会がこれを承認した場合、参加メンバーとなるものとする。

(参加メンバーの義務)

第 5 条 参加メンバーは、本規約その他本フォーラムの運営に関する諸規程等（以下「本規約等」という。）を遵守するとともに、本フォーラムの目的を達成するため、本フォーラムの活動に参加及び協力する義務を負う。

(参加メンバー資格の喪失)

第 6 条 参加メンバーは、次の各号のいずれかに該当する場合、本フォーラム参加メンバーの資格を喪失する。

(1) 当該参加メンバーが、事務局の指定する方法で本フォーラムに対し、退会の届出

を行った場合

(2) 事務局が当該参加メンバーにつき次のいずれかに該当すると認め、総会において

除名の決議を行った場合

イ 本規約等又は総会の決議に違反したとき

ロ 本フォーラムの名誉を傷つけ、又は本フォーラムの目的に反する行為をしたとき

ハ 参加メンバーとしての活動実態がないと確認されたとき

ニ その他除名すべき正当な事由があるとき

(総会及び議長)

第7条 別表2に定める参加メンバーの代表者が出席する総会において、本フォーラムとしての意思決定を行う。

2 総会の議長は、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策）及び日本経済団体連合会副会長（又はこれらの者が指名する代理の者）が共同でこれに当たり、総会の招集及び総会の議事を総理する。

3 議長又は議長代理は、必要に応じ、参加メンバー以外の関係者の出席を求めることができる。

4 この規約に定めるもののほかに、総会の運営に関するその他の必要な事項は、議長又は議長代理が定める。

(オブザーバーメンバー)

第8条 本フォーラムの参加メンバー以外の者が、本フォーラムからの情報共有や本フォーラムへの意見提出を希望する場合、事務局の指定する方法で申し込むものとし、事務局がこれを承認した場合、オブザーバーメンバーとなるものとする。

2 事務局は、オブザーバーメンバーに対して国際標準活動に関する情報の共有を図るとともに、オブザーバーメンバーからの意見を聴取し、総会に報告する。

3 第5条及び第6条の規定は、オブザーバーメンバーについて準用する。この際、「参加メンバー」は「オブザーバーメンバー」に、「総会において除名の決議を行った場合」は「事務局において除名が相当と判断した場合」に読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 本フォーラムの事務局は、参加メンバーの協力を得て、内閣府及び一般社団法人日本経済団体連合会が共同で行う。

(秘密保持)

第10条 参加メンバー及びオブザーバーメンバーは、本フォーラムを通じて知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。退会後も同様とする。

附則

この規約は、令和8年1月29日から施行する。

別表1 参加メンバー

【事業者団体】

一般社団法人 日本経済団体連合会
公益社団法人 経済同友会
日本商工会議所
一般社団法人 産業競争力懇談会

【学識経験者】

上山隆大 内閣府参与
宮園浩平 総合科学技術・イノベーション本部常勤議員
渡部俊也 日本知財学会会長

【専門団体】

一般財団法人 日本規格協会
一般社団法人 情報通信技術委員会
公益財団法人 日本適合性認定協会

【国立研究開発法人又は独立行政法人】

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
国立研究開発法人 情報通信研究機構
国立研究開発法人 科学技術振興機構
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人 国立環境研究所
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
独立行政法人 国際協力機構
独立行政法人 情報処理推進機構
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

【関係省庁】

内閣府
デジタル庁
金融庁
総務省

外務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

別表2 総会議長・委員（略）

（以上）

別添 2 :

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム・オブザーバーメンバー取扱要領

令和 8 年 3 月 3 1 日

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム事務局

1. 趣旨・概要

今回発足した国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムにおいては、参加メンバーに加え、オブザーバーメンバーを設け、ハイレベルフォーラムに係る情報の共有や、ハイレベルフォーラムに対する意見提出を認めることとしている。

この際、共有する情報管理の観点から、参加するオブザーバーメンバーについては、予め事務局に申請を行い、事務局においてその適否を判断し、適当と判断された場合に限って、登録を行うこととする。

なお、オブザーバーメンバーは団体に限り、個人については、オブザーバーメンバーの登録対象とはしない。

<参考：国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム規約（抜粋）>

（オブザーバーメンバー）

第 8 条 本フォーラムの参加メンバー以外の者が、本フォーラムからの情報共有や本フォーラムへの意見提出を希望する場合、事務局の指定する方法で申し込むものとし、事務局がこれを承認した場合、オブザーバーメンバーとなるものとする。

2 事務局は、オブザーバーメンバーに対して国際標準活動に関する情報の共有を図るとともに、オブザーバーメンバーからの意見を聴取し、総会に報告する。

3 第 5 条及び第 6 条の規定は、オブザーバーメンバーについて準用する。この際、「参加メンバー」は「オブザーバーメンバー」に、「総会において除名の決議を行った場合」は「事務局において除名が相当と判断した場合」に読み替えるものとする。

2. オブザーバーメンバーに対する便宜と責務

（便宜）

○事務局からのモニタリングレポートの共有

（※ただし、必要に応じて共有する情報を限ることがある。）

○ハイレベルフォーラムの活動に対する意見の聴取

○ハイレベルフォーラムにおける取組（普及啓発等）の共有・優先的な参加

（※ただし、オブザーバーメンバーは原則、総会への参加は認められない。）

（責務）

○規約第 8 条で準用する同第 5 条に基づき、オブザーバーメンバーは規約や行動宣言等に同意し、ハイレベルフォーラムの活動に協力する。

- 規約第10条に基づき、オブザーバーメンバーは、本フォーラムを通じて知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。退会後も同様とする。なお、本フォーラムを通じて提供される情報は、提供時に既に公知となっていた場合を除き、秘密事項として取り扱うものとする。

参考：国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム規約（抜粋）>
（秘密保持）

第10条 参加メンバー及びオブザーバーメンバーは、本フォーラムを通じて知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。退会後も同様とする。

3. オブザーバーメンバー申請の手續と登録要件

別添のフォーマットに基づき事務局に対して電子メールで申請を行う。

事務局においては、申請内容を審査し、登録要件に適合し、欠格要件に該当しないと判断された場合には、申請者に対して承諾の旨の連絡を行い、オブザーバーメンバーとして登録する。

（登録要件）

- ・「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム規約」、及び「国際標準・ルールに関する行動宣言」に同意し、ハイレベルフォーラムの活動に協力すること
- ・日本で設立された法人又は団体であること
- ・国際標準活動に取り組んだ実績又は今後取り組む予定若しくは意欲を有すること

（欠格要件）

- ・法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- ・我が国の国際標準活動に不利益を生ずるおそれがあるとき
- ・その他登録を認めるべきでない正当な事由があるとき

4. オブザーバーメンバー資格の喪失

規約第8条が準用する同第6条に基づき、オブザーバーメンバーが事務局に対して退会の届出を行った場合、又は事務局においてオブザーバーメンバーが第6条（2）イ乃至ニに該当すると認め、若しくは3. で規定する登録要件を満たさず若しくは欠格要件に該当すると事務局において判断した場合には、オブザーバーメンバーの資格を喪失する。

（以上）

別添 3 :

令和 年 月 日

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム
オブザーバーメンバー登録申請書

「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム規約」及び「国際標準・ルールに関する行動宣言」に同意し、以下のとおり、国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムのオブザーバーメンバーの登録を申請します。

項目	記入欄	備考
フリガナ 企業・団体名		
担当者連絡先	部署 役職	
	ふりが な 氏名	
	住 所	〒
	電話番 号	
	E-Mail	

【登録要件】

企業又は団体としての国際標準活動の実績、又は今後の取組み予定について記載ください。実績についてまとめた資料がありましたら、あわせてPDFファイルでご提出ください。

【欠格要件】

以下の欠格要件に該当しないことを確認の上、下記□にチェックをお願いします。（チェックがないと申請を受け付けられません。）

- 当法人（団体）は、以下のいずれの欠格要件にも該当しません。
- ・ 法令や公序良俗に反するおそれ
 - ・ 我が国の国際標準活動に不利益を生ずるおそれ

<添付書類>

以下の書面について、PDFファイルにて添付ください

- ・ 定款又は設立趣意書等、団体の目的が分かる資料
- ・ 法人又は団体としての活動内容が分かる資料

<オブザーバーメンバー登録手続等について>

- ・ 本様式を国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム事務局（Mail：nsis※cao.go.jp 迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しています。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください）まで送付ください。事務局において必要事項を確認の上、オブザーバーメンバーとしての登録の可否について回答いたします。
- ・ 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムの規約又は総会の決議に違反したとき、本フォーラムの名誉を傷つけ、若しくはフォーラムの目的に反する行為をしたとき、オブザーバーメンバーとしての活動実態がないと確認されたとき、法令や公序良俗に反する恐れがあるとき、我が国の国際標準活動に不利益を生ずるおそれがあるとき、またはその他登録を認めるべきでない正当

な事由があるとして、事前又は事後に本フォーラムへのオブザーバーメンバー登録が不相当であると事務局が判断した場合、オブザーバーメンバー登録を認めない、又はオブザーバーメンバー登録を取り消す場合があります。

- ・登録にあたり入力いただいた情報は、本フォーラムの事務運営のみに使用し、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、個人情報の目的外使用を行うことはありません。
- ・オブザーバーメンバーとして登録後は、登録いただいた Email アドレスに、ハイレベルフォーラムで収集した情報やその資料、取組等を送付するとともに、ハイレベルフォーラムに対しての意見提出が可能となります。詳細は個別に事務局から連絡いたします。
- ・登録内容の変更が生じた場合、事情によりオブザーバーメンバー登録を取りやめたい場合は、速やかに事務局へご連絡ください。また、長期間ご連絡がない場合、登録を取り消す場合があります。
- ・オブザーバーメンバーは、本フォーラムを通じて得られた公知以外の情報を第三者に開示又は漏えいすることが禁じられます。退会後も同様です。

(以上)